

13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1004010	工場・倉庫内に巣くった鳩の駆除に空気銃を利用したい。		【現状】弊社の自動倉庫内に鳩が巣くって生息しています。商品を台無しにしたり、糞の清掃などで時間を費やすなどの被害が出ています。そこでこの有害鳥獣駆除の方法を考え三田市に相談しましたが「空気銃での有害鳥獣駆除は銃猟になり、銃猟禁止区域での利用は県知事でも許可できない。」が県の返答の事。	【要望】駆除業者にわなで捕獲を依頼すると数十万の経費がかかり、捕獲に時間がかかる。この先一回だけで終わるとも限らないので、一番安価な方法で狩猟免許をとり空気銃での駆除方法の許可を頂きたいと考えています。(弊社付近の企業や相談にいった銃砲店のご主人にも同じようにハトに苦しんでいる企業があるとの事。酷いところでは「毎週月曜日3時間ほどかけて工場から追い出しそれからでない機械が動かさない。」また「倉庫のパレット積穀物原料に穴が空けられひっくり返される。」など深刻な被害も出ているそうです。) 同様の事例を通して「安全面」で却下になったことがあると聞きました。そこで安全に対する作業内容を考えます。 ①作業は工場・倉庫の稼動していない休日に行います。(他の人がいないのが前提) ②駆除作業は一人で行います。(守衛などは外で待機) ③威力の調整可能な空気銃を利用し最低限度の威力に調整し、壁をバックストップとし、建物外への発射は行いません。 ④近隣の不安を仰がないように作業に入るまでは空気銃は出しません。 以上の安全の確保を前提に許可の申請します。		アイリスオーヤマ(株)	兵庫県	環境省
1012010	市町村設置型浄化槽の清掃実施義務の緩和		市町村設置型事業により設置された掛川市の高度処理型浄化槽に限り、浄化槽法第10条第1項で規定する年1回の浄化槽清掃の義務を、同法第7条及び第11条で義務つけた検査の結果や保守点検の結果により清掃をさせるように規制を緩和する。	掛川市は平成17年度から市町村設置推進事業で浄化槽設置を推進しており、平成20年度末までに3地区に於いて428基の高度処理型浄化槽を設置した。設置した浄化槽は、浄化槽管理者である掛川市が適正に維持管理を行っており、過去の水質検査の結果も極めて良好である。昨年度の調査で、浄化槽清掃前と後のBOD値を測定してみたが、ほとんど変化が無い結果となった(別添資料参照)。浄化槽法では、使用状況や汚泥堆積量に関係なく、年1回以上の清掃を義務付けているが、当市が適正に維持管理を行う高度処理型浄化槽に限って、水質検査や保守点検結果に基づく、実状にあった時期に清掃を実施することができるようになれば、使用料金の軽減を図ることも出来、事業の更なる推進につながる。		掛川市	静岡県	環境省
1014020	新エネルギーの利活用の促進(バイオエタノール)		ガソリンへのバイオエタノールの混合率の上限を10%とする。 また、バイオエタノールを10%混合したガソリンに対応した車の登録を可能にする。	バイオエタノールは、規格外小麦等から製造し、ガソリンと混合して輸送用燃料として使用することができる。 バイオマスから製造されており、カーボンニュートラルであることから、環境に優しいエネルギーである。 平成20年に、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」が改正され、製造や販売に関し、様々な規制が強化されたところ(平成21年2月施行)。 ガソリンへのバイオエタノールの混合率は3%までとされているが、環境に優しい新エネルギーの利活用促進のため、混合率の上限を緩和する必要がある。 また、エタノール濃度が3%を超える燃料に対応した車両は、現行法上の保安基準に適合しておらず、道路を走ることができないため、基準を改正する必要がある。	十勝エネルギー特区	十勝エネルギー特区推進協議会	北海道	経済産業省 国土交通省 環境省
1014030	新エネルギーの利活用の促進(BDF)		軽油へのバイオディーゼル燃料(BDF)の混合率の上限を50%とする。	BDFは、廃食用油から製造し、軽油と混合して輸送用燃料として使用することができる。 バイオマスから製造されており、カーボンニュートラルであることから、環境に優しいエネルギーである。 平成20年に、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」が改正され、製造や販売に関し、様々な規制が強化されたところ(平成21年2月施行)。 軽油へのBDFの混合率は5%までとされているが、環境に優しい新エネルギーの利活用促進のため、混合率の上限を緩和する必要がある。	十勝エネルギー特区	十勝エネルギー特区推進協議会	北海道	経済産業省 環境省

13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1015010	狂犬病予防法 の第18条(けい留され ていない犬の抑留)に関連して、一般 マナーとして犬の飼い放しは禁止され ているが、野生の鹿・猿・猪の追い払 い効果を出すための、けい留しないモ ンキー犬を認める要望。		<p>獣害に悩む自治体において、モンキー犬の訓 練を受けた犬であれば、追い払いの役割を果た すように、飼い放しを許可する。</p> <p>提案理由： 鹿・猿の被害が耐えない理由のひとつに、昔な がらの飼い放しがなくなったために、害獣は自由 に人家に近づけるようになった、という分析もあ る。当村においては、『モンキー犬(野生の 鹿・猿・猪を追い払う犬)』を飼うことを推奨し、そ れらの被害を軽減させ、一次産業振興の安定を 図り、所得の向上につなげることを目的とする。</p>	<p>①既存の飼い犬のモンキー犬登録： 狩猟犬等の素質のある犬においては、モンキー犬の研修を受けたのち、所定の申請書を村 に提出することで、飼い放しを許可する。ただし、その役割犬と分かるように、所定のタグプレ ート(首輪)を常時装着しておく。</p> <p>②新規のモンキー犬導入： 新規の導入においては、最寄の保健所や熊本市(生活衛生課 動物愛護センター)等の保護犬 から素質のある犬を探すか、フリーター等から素質のある犬を購入し、経験のある犬の訓練校 において養成する。 この購入経費や養成経費を村は負担する。</p> <p>③新規のモンキー犬所有者の募集： 新たにモンキー犬を飼う人や、既存の飼い犬とともにこれを追加で飼う人には、所定の申請 書を村に提出することで、養成したモンキー犬を無償で供与し、この飼い放しを許可する。こ れにかかる経費や、導入後の狂犬病予防注射、餌等の維持費を助成する。</p>		五木村	熊本県	厚生労働省 環境省
1025010	し尿処理施設に係る汚泥の再生方法 の緩和		<p>堆肥化のみに限定されている汚泥の再生方法に ついて、生活環境の保全上及び公衆衛生上支 障をきたさない方法で、燃料の原料として再生利 用をしたい。</p>	<p>当該施設の近隣に、下水汚泥から固形燃料を製造して製紙工場の補助燃料とする民間企業の 燃料化施設が平成20年4月から稼働しております。この施設に原料の一部としてし尿汚泥を供 給し堆肥化以外の再生が図られるよう、第11次構造改革特区へ提案したところ、環境省からし 尿汚泥を供給して、処理技術、処理実績、再生品の性状、使用実績等を積み重ねることが重要 であるとの回答をいただいております。施設の性能を確認するため、平成20年6月から当該燃 料化施設にし尿汚泥を供給して試験の積み重ねをした結果、別添参考資料のとおりこの施設 は、下水汚泥とし尿汚泥を混合しても熱エネルギーを回収しながら安定した固形燃料を製造で きることを確認しております。その卓越した性能は独立行政法人新エネルギー産業技術開発機 構から「新エネルギー」としての評価を受けるとともに全国から注目されています。 再生品は390度の熱で乾燥滅菌処理しており、生活環境保全上の支障を生ずることなく製紙工 場の補助燃料として使用できることが実証されています。 このことから、当該施設から排出されるし尿汚泥を従来の焼却処分からエネルギーの活用がで きるものに転換し、環境負荷の低減を目指したいので燃料としての再生利用が図られるよう要 望いたします。</p>		最上広域市町村圏事 務組合	山形県	環境省

13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1029010	自動車排出ガスに係る抜本的な使用 過程車対策		抜本的な使用過程車対策の実施	<p>平成22年度までに対策地域のすべてで大幅な大気環境の改善を図れるように、更なる法改正により、域外からの流入車規制を図るとともに、規制不適合車を識別するためのステッカー制度を構築するなど、実効性かつ即効性ある措置を講じること。</p> <p>また、規制適合車の利用促進、対策地域内で車検更新できない排出ガス濃度の高い旧式な車両の利用抑止に向け、国が自ら物品購入や工事等において率先的に取り組んでいくとともに、荷主等に対する意識喚起および取組の促進を図ること。</p> <p>(提案理由)</p> <p>首都圏の一都三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都県市で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでいる。都における平成17年度大気監視結果では、浮遊粒子状物質の濃度は昭和48年度の測定以来、初めて全測定局で環境基準を達成したが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃度汚染は依然として深刻な状況にある。</p> <p>国は、平成19年5月、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法(いわゆる「自動車NOx・PM法」)を改正したが、同法は、走行規制でなく保有規制であることや重点対策地区が交差点近辺の限られた範囲に限定されること、指定地区に係る計画書の作成義務が一部の事業者に限られることなどの課題を抱えており、その内容は流入車対策を始めとして不十分なものである。</p>		東京都	東京都	国土交通省 環境省
1040030	環境影響評価法における環境影響評 価及び事後調査等の緩和		環境影響評価法における環境影響評価及び事 後調査等を特区内のみ緩和していただきたい。	<p>①弊社は、大竹市に一筆で約264万㎡の山林を所有しており、同山林を開墾し100万㎡規模(畑50万㎡、果樹園50万㎡)の大型農園を造りたい。②また、全収容戸数約300戸の住宅分譲事業(建物・木造平家建約30坪、畑約100坪)を計画し、自然の中でスローライフを楽しむ環境を提供する。敷地は約500㎡/1住居とし、全体で約30万㎡を同山林内の住居地域とする。住人の交流を促進する集会所等も同山林内に現在建築中であり、同地域に一つの村を造り、大竹市栗谷町の過疎化にストップをかけ、人口拡大に貢献する。又、同住居地域より搬出される全てのゴミは、同敷地内に設備を設置し、再利用することを基本とし、一切敷地外に搬出しない。③現在、バイオマスタウン構想に取り組むべく(社)日本有機資源協会と協議中であり、今年中に基本計画案を大竹市に提出する。同バイオマスタウン構想の計画立案、実施により同敷地内に設置するバイオマス処理施設を中核とし、大竹市を中心とする循環型社会の完成を目指す。</p> <p>上記事業は、環境影響評価法にあたり、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなる恐れがある事業について、環境影響評価及び事後調査等行なう必要がある。しかしながら、今回の計画は、自然を利用した農園(畑・果樹園)を造り、農園周辺に植林し、現山林の森林整備等を行う計画であり、また当該地周辺には人家等の住居は無く、当該地の環境に及ぼす影響は極小と考えられる。</p>	大型農園開墾特区	ランドクワイエット株式会 社、アグロフォレストリ 弥栄株式会社	広島県	環境省

13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1054010	市設置型浄化槽の市独自基準制定による清掃頻度の緩和		浄化槽市町村整備推進事業により整備した浄化槽について、管理実態に基づき独自の清掃基準を設ける場合は、浄化槽法第10条の頻度に関する規定を適用しない。	<p>浄化槽市町村整備推進事業において、浄化槽の使用実態に応じた効率的なメンテナンスを適切に行うことは管理コストの軽減を可能とするものであり、当該対象地域における浄化槽の普及促進に寄与すると考える。</p> <p>浄化槽のメンテナンスとは、定期的な「保守点検」により装置や機械の調整・修理、汚泥の堆積状況を確認し、汚泥の引抜きや清掃の時期を判断する。次に、「法定検査」におけるBOD測定により処理水の水質チェックを行う。三つ目に、処理能力低下を防ぐ「清掃」があり、法には毎年一回の実施が定められている。</p> <p>本市では市が設置し、市民に提供している市設置型浄化槽を多数管理しており、法に定められたメンテナンスを忠実に実施し、浄化槽の型式、人槽規模、実使用人数、スカム・汚泥の堆積状況、処理水質等のデータを本市独自の管理システムに蓄積している。さらに、清掃時期、引き抜き量も毎回記録しており、浄化槽の状態を常に把握できている。これらの維持管理により浄化槽の処理水質は大変良好で、排水基準値を満たしている。この管理実績を踏まえた上で、浄化槽を型式、人槽規模、使用状況等に応じて類型化するとともに、処理水質だけでなくスカムや汚泥の堆積状況をさらに詳しく調査整理し、これら類型化した浄化槽ごとに適切な清掃回数や量をはじめとする維持管理基準を市独自に定めることとする。</p> <p>これは浄化槽法第10条第1項の規定に抵触する可能性があるが、浄化槽の適正な管理により処理水質を維持するという法の趣旨には合致するものである。また、市の管理基準を定めることで、効率的な維持管理を実現できるとともに、市民の環境意識の向上にも貢献できるものである。</p>		富田林市	大阪府	環境省
1059060	・NPO法人による食品リサイクル事業に於ける廃棄物処理業許可取得を可能とする。		・養豚の飼料用として、食品廃棄物を収集・運搬と飼料への加工をする場合、NPO法人への各許可を可能とする。	<p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人による養豚事業を行う場合、食品廃棄物の収集・運搬と飼料への加工する事業によって、介護・福祉事業における雇用の場としての自立支援を提供する。 <p>【措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物の収集・運搬と飼料への加工を要するため、一般廃棄物と産業廃棄物の収集・運搬業や中間処理業取得要件にNPO法人への許可も可能とする規制緩和。 	地域活性化モデル事業	㈱ドゥブラコン	高知県	環境省
1059070	・NPO法人による最終処分場業許可取得を可能とする。		・NPO法人による最終処分場許可取得の認可。	<p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人が最終処分場を整備＆運営する事で、市よりも効率的な事業が実施され、市の財政削減を図れる。 ・事業収益は、ソーラ発電事業や学校等の耐震化工事&教育&少子化対策の公共サービスや他事業へ還元する。母子家庭等の生活保護者でも安心して暮らしやすいコミュニティーを形成する。 ・本事業によって、介護・福祉事業における雇用の場としての自立支援を提供する。 <p>【措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分場許可要件に、NPO法人への規制を緩和する。 	地域活性化モデル事業	㈱ドゥブラコン	高知県	環境省

13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1069010	自然公園特別地域・特別保護区に賦存する地熱資源に係る開発規制の緩和		自然公園法における地熱開発規制の緩和 ①規制域深部(特別保護区、第一種特別地域地下)の地熱資源を狙いとした規制区域外からの傾斜掘り掘削の許容 ②規制域(第二、第三種特別地域)における地熱開発規制の普通地域レベルへの緩和	我が国において温度150℃以上の地熱資源量は発電量にして2,000万kW相当以上であると推定されているが、その約80%強が国立公園の特別地域・特別保護地区内に賦存し、その開発にあたっては、工作物の設置、樹木の伐採、地形の変革等による風致景観への影響懸念から、自然公園法の規制を受けており、現状ではこれら地域での地熱発電の開発が事実上不可能な状態になっている。 一方、昭和47年通達(「根拠法令等」の欄を参照)における6地点で長期にわたり操業を続けているが、自然公園法上の問題は発生していない。 又、技術革新により自然公園法規制地外に設けた掘削基地から、規制地地表景観に影響を与えることなく当該地下に賦存する地熱資源を採取する傾斜コントロール掘削技術も確立されている。		日本鉱業協会	東京都	環境省
1069020	地熱発電用地熱井の温泉法からの適用除外		大部分の温泉井は地下の浅部からの採取に対して、地熱井は地下深部からの採取であり、熱水資源を利用する領域が区分されている。又、これまで地熱発電により温泉が枯渇した事例もなく、このことから温泉は区分されている。現状では、地熱井掘削の場合、温泉法の適用を受け、温泉法に基づく温泉審議会により掘削許可の是非が判断されている。このため、温泉既得権者からの反対により、地熱発電建設が阻害される傾向にある。よって、地熱発電用地熱井の温泉法からの適用除外が望まれる。	地熱井と温泉井は同じ地下熱を利用するものであるが、一般にその対象とする深度が異なり、又温度、圧力的にも異なるため、掘削技術も大きく異なる。 又、最近深部狙いの非火山性温泉井が掘削されるようになってきているが、これに関する規制が地熱水の成り立ちや地下地熱貯留層構造が大きく異なるにもかかわらず、同じ深部掘削ということから、火山性地熱に及ぶ懸念がある。 これらのことから、地熱井については温泉法から切り離し、新たに地熱法等を制定し、掘削許可の判断については、温泉法の下で行われている温泉審議会での審議と同様、地熱専門家からなる地熱審議会のようなところで審議されることが望ましい。		日本鉱業協会	東京都	環境省
1070010	省庁対抗省エネ合戦ならび自治体対抗省エネ合戦		内閣府が主体となって通達を出す	現在国をあげての温暖化対策を進めているが省庁間の温度差が激しく、このままでは京都議定書は達成出来ないと推測される。そこで従来の建物における原単位管理の中に「一人当たりの年間排出量」という新しい手法で庁舎管理を行いネットでの発表を義務づける事を提案したい。従来の省エネルギーセンターが建物で進めてきた原単位は平米当たりのエネルギー使用量であり、ある程度の目安にしかならない。しかしながら、ある建物においてビルに入居する人数を年間総エネルギー使用量を評価基準にして「1人当たりのCO2排出量」データを原単位に加えればより明確な判断が下せる。 省庁対抗省エネ合戦は経済産業省すら腰を引くと判断されるアイデアだがここは国策の15%を達成する為内閣府主導で進めるべきと思われる。		NPO法人地球環境融合センター	東京都	経済産業省 環境省 内閣府
1071070	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること。		狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定と重複する課題を免除する。	本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にあり、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっており、狩猟免許所持者(特に第一種狩猟免許所持者)を増加させる必要がある。 銃砲所持許可所持者に狩猟免許の取得を促すために、単に試験の得点配分の変更ではなく、既に他の法令で検査を受け合格した試験課題を免除し受験者の負担軽減を図っていく必要がある。		兵庫県	兵庫県	環境省

13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1071080	鳥獣保護区において、特定鳥獣をわなにより捕獲等ができることとする		鳥獣保護区の全部又は一部について、都道府県知事が指定した区域においては、シカなどの特定の鳥獣(シカ、イノシシ)に関し、わなによる捕獲等を可能とする区域を指定することができることとする。	本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にある。このため鳥獣保護区の更新の際には地元同意が難しい状況も生じている。有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施しているが、なお適正数に達しておらず、農林業被害を防止、また鳥獣保護区を存続させるためにも、保護区内での狩猟期間中の「狩猟(安全面等を考慮し、わなに限定)」による捕獲を推進し、当該特定鳥獣の個体数を減少させる必要がある。(「特定休猟区」制度の「鳥獣保護区」版をイメージしている。)		兵庫県	兵庫県	環境省
1071090	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外		国立公園内での風力発電施設設置について、県が風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成2年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の43000kWから平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。 提案理由: 本年2月の低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー普及方策検討会の提言において、温室効果ガスの大幅削減のためには、再生可能エネルギー等への移行は不可欠としている。その方策の一つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべき。		兵庫県	兵庫県	環境省
1078010	動物取扱業者に対する立入検査の義務化		動物を適切に扱い動物の健康及び安全を保持するために、動物取扱業者が動物取扱業の登録の更新申請をする際には、立入検査を受けなければならないこととする。	動物の健康が保持されるような飼養施設が確保されれば1年間で少なくとも1万匹の動物の命が救われる。生命尊重は当然のことであると同時に、保健所などでの動物の処分に必要な経費の削減や、異臭を放つ等の人間の生活環境への悪影響を防止できる。こうした観点から、動物取扱業者が5年ごとの動物取扱業の登録の更新申請をする際には、立入検査を受けることを義務づける。適正な方法で生命を扱っているか、全業的にチェックをすることで、見落としがなくなり、多くの動物の命が救われることになる。		個人	神奈川県	環境省
1080010	リサイクル料金の前払い制導入等		現行法で規定されているリサイクル料金の後払いの問題点に鑑みて、これを前払いにするとともに小売りのリユースを制限することを提案する。	家電リサイクル法では、現行のリサイクル料金後払いのシステムにより、排出者・小売業者との間で不法行為が目立つ。例えば、そこに関係のない回収業者が介在することによって廃家電が行方不明になることが多く、不法投棄や金属だけを抜き取って外国に売られるなどの弊害をもたらしている。この廃家電を正規ルートから外さないためにも排出者にはリサイクルしやすく、小売業者には確実に廃家電を製造者に引き渡すことができるような仕組みを作ることが重要であり、リサイクル料金の前払い制とともに小売業者が製造者に廃家電を再度使用(リユース)するしないに関わらず引き渡すべきだと考える。 提案理由: 廃家電品が非正規ルートへ流れることの懸念は廃家電に含まれる金属資源を失うことである。希少資源大国を目指す日本国の競争力に関わる問題である。リサイクル料金後払いでは排出者は主に買い替えの時にはきちんとリサイクルに出すが、それ以外は非正規ルートへつながる不法回収者へ渡してしまうことが多く、製品購入時に小売店にリサイクル料金を払った方が良く考える。		個人	神奈川県	経済産業省 環境省